2　再決定の申請時期及び場所
　平成23年４月１日以降随時に、申請者の本店所在地の区分に応じ、別記１に掲げる提出場所において申請を受け付ける。
3　再決定の申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事)」(以下「申請書」という。)は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html
⑵　申請書等の提出方法　申請者は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。
ア　１⑴に該当する者
①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書(建設工事)(様式１－１及び１－２)
②　申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高について二以上の登録を希望する工事区分に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高について登録を希望する一の工事区分に合算して申請するときは、工事分割内訳表（選択様式７）
③　業態調書（選択様式１－１）
④　総合評定値通知書の写し（ただし、改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものに限る。）
⑤　申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争（指名競争）に参加を希望するときは、規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類
　ただし、再決定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による決定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①（様式１－１)、③及び④を提出するものとする。
［注］　申請者が事業協同組合の審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、上記の他に共同企業体等調書を提出すること。
イ　１⑵に該当する者
①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書(建設工事)(様式１－１及び１－２)
②　業態調書（選択様式１－１）
③　規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類
④　規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類
⑤　規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類
⑥　規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類
　ただし、再決定の申請に係る規則第19条の４第１項第１号、第２号又は第３号に掲げる書類の事業年度が当初の決定に係る同書類の事業年度と同一である場合においては、①（様式１－１)、②及び④のうち経営規模等評価申請書の別紙二及び別紙三に準ずる書類を提出するものとする。
⑶　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書及び添付書類は、日本語で作成するものとする。
②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
4　競争参加資格の再決定
　次に掲げる経営的事項（１⑵に該当する者については、これに準ずる項目）について審査を行い、技術的事項の項目と併せ総合審査数値を付与し、希望工事区分（競争参加資格の申請における希望工事区分をいう。以下同じ。)ごとに、総合審査数値の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事区分については高点順に等級を付して競争参加資格があると決定し、等級の区分を設けていない工事区分については､「有」を記して競争参加資格があると決定する。
経営的事項
①　競争参加資格の審査の申請をする日の直近に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期営業年度開始日の直近２年又は３年の各営業年度における希望工事区分の完成工事高により算定した「年間平均完成工事高」
②　告示第一の一の２に規定する「自己資本の額」及び同３に規定する「利払前税引前償却前利益」
③　告示第一の二に定める「経営状況」
④　競争参加を希望する工事区分の告示第一の三の１に規定する「技術職員の数」及び同２に規定する「元請完成工事高」
⑤　告示第一の四に定める「その他の審査項目」(社会性等)
5　再決定の結果の通知
　「資格決定通知書」により通知する。
6　再決定を受けた競争参加資格の有効期間
　再決定の日から平成25年３月31日までとする。
7　その他
　経常建設共同企業体としての競争参加資格の再決定の申請方法等については､別に公示する。
別記１　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］
⑴　石狩振興局及び空知総合振興局管内並びに上川総合振興局管内（幌加内町に限る。）　札幌開発建設部契約企画課　札幌市中央区北２条西19丁目札幌開発総合庁舎（電話011―611―0309）
⑵　渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）
⑶　後志総合振興局管内　小樽開発建設部契約課　小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）
⑷　上川総合振興局管内（幌加内町を除く。）　旭川開発建設部契約課　旭川市宮前通東4155―31（電話0166―32―2451）
⑸　胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）
⑹　釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　釧路市幸町10丁目３釧路地方合同庁舎（電話0154―24―7135）
⑺　十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　帯広市西４条南８丁目（電話0155―24―2903）
⑻　オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　網走市新町２丁目６－１（電話0152―44―6147）
⑼　留萌振興局及び宗谷総合振興局管内（幌延町に限る。）　留萌開発建設部契約課　留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）
⑽　宗谷総合振興局管内（幌延町を除く。）　稚内開発建設部契約課　稚内市末広５丁目６―１稚内地方合同庁舎（電話0162―33―1000）
⑾　北海道外　北海道開発局事業振興部工事管理課　札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎（電話011―709―2311）

競争参加者の資格の再認定に関する公示

　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成22年国土交通省告示第1175号（以下「改正告示」という。)により改正されたことに伴い、平成23・24年度を有効期間とする国土交通省地方整備局（港湾空港関係）の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。)について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。)に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。
　平成 22 年 11 月 30 日
　　国土交通省
　　東北地方整備局副局長　宮本卓次郎
　　関東地方整備局副局長　梅山　和成
　　北陸地方整備局次長　東山　　茂
　　中部地方整備局副局長　岩立　忠夫
　　近畿地方整備局副局長　小野　憲司
　　中国地方整備局副局長　細見　　寛
　　四国地方整備局次長　西本　光宏
　　九州地方整備局副局長　難波　喬司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、40
1　競争参加資格の再認定の申請ができる者
　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成23・24年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。)を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第１第１号の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。)が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。)の総合評定値通知書を受けている者。